

子ども・子育て支援事業計画の概要について

【1】子ども・子育て支援新制度とは

○子ども・子育て支援新制度とは、平成 27（2015）年度からスタートした、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度です。

1 子ども・子育て支援新制度について

我が国では、家庭や地域における子育てを取り巻く環境が大きく変化し、育児不安を抱える家庭の増加や保育施設における待機児童問題など、様々な課題が顕在化しています。

そのため、国においては「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成 27（2015）年度から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

2 子ども・子育て支援新制度の目的について

子ども・子育て支援新制度は、子育てをめぐる問題の解決に向け、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」「保育の量的拡大・確保」の3つを目的としています。

■ 参考／「子ども・子育て関連3法」の概要

1 子ども・子育て支援法	保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付や、小規模保育等をはじめとする地域型保育事業への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。
2 認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一体化した上で、学校と児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。
3 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	上記2法律の施行に伴う、児童福祉法における認可制度など関係法律の改正。



■ 参考／新制度の概要

○ 教育・保育の認定（保育の必要性の認定）

子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育を利用する場合は、以下の区分に沿った「教育・保育の認定」を受ける必要があります。

【1号認定】 保育を利用しない3～5歳児（幼稚園、認定こども園）

【2号認定】 保育を必要とする3～5歳児（保育所、認定こども園）

【3号認定】 保育を必要とする0～2歳児（保育所、認定こども園、地域型保育）

○ 教育・保育の種類（新制度の対象となる施設）

就学前における教育・保育の場として、大きく以下のような事業があります。

幼稚園 (3～5歳児)	小学校以降の学習や生活の基礎を作るため、幼稚園で子どもを預かり、就学前の教育を提供します。また、保育が必要な場合、降園時間後等に子どもを預かる事業を実施している施設もあります。
保育所 (0～5歳児)	保護者の就労等により保育が必要な場合に、認可を受けた保育所で子どもを預かり、乳幼児期からの生きる力を養うための養護と教育が一体となった保育を提供します。
認定こども園 (0～5歳児)	保護者の就労状況にかかわらず、幼稚園と保育所が一体となった施設で子どもを預かり、教育・保育を提供する施設です。
地域型保育 (0～2歳児)	認可を受けて、少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業です。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育があります。



【2】市町村子ども・子育て支援事業計画について

○子ども・子育て支援事業計画とは、子育て支援サービスの内容や実施時期、教育・保育需要の見込量などについて定める、5年を1期とする本市が策定する計画です。

1 子ども・子育て支援事業計画の策定について

新制度において、市町村は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

この計画は、地域の教育・保育需要をはじめとした様々な子育て支援サービスのニーズを把握し、その提供体制の確保の内容や実施時期などについて定めるもので、本市においては、平成27（2015）年3月に、令和元（2019）年度までの5か年計画として「新居浜市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定しました。

今後、現行計画に基づき、新たなニーズ等を把握した上で、令和2（2020）年度からの「第2期」計画を策定することになります。

2 計画の構成について

子ども・子育て支援事業計画は、改正次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力義務として規定されている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を含みます。

3 計画の位置付け

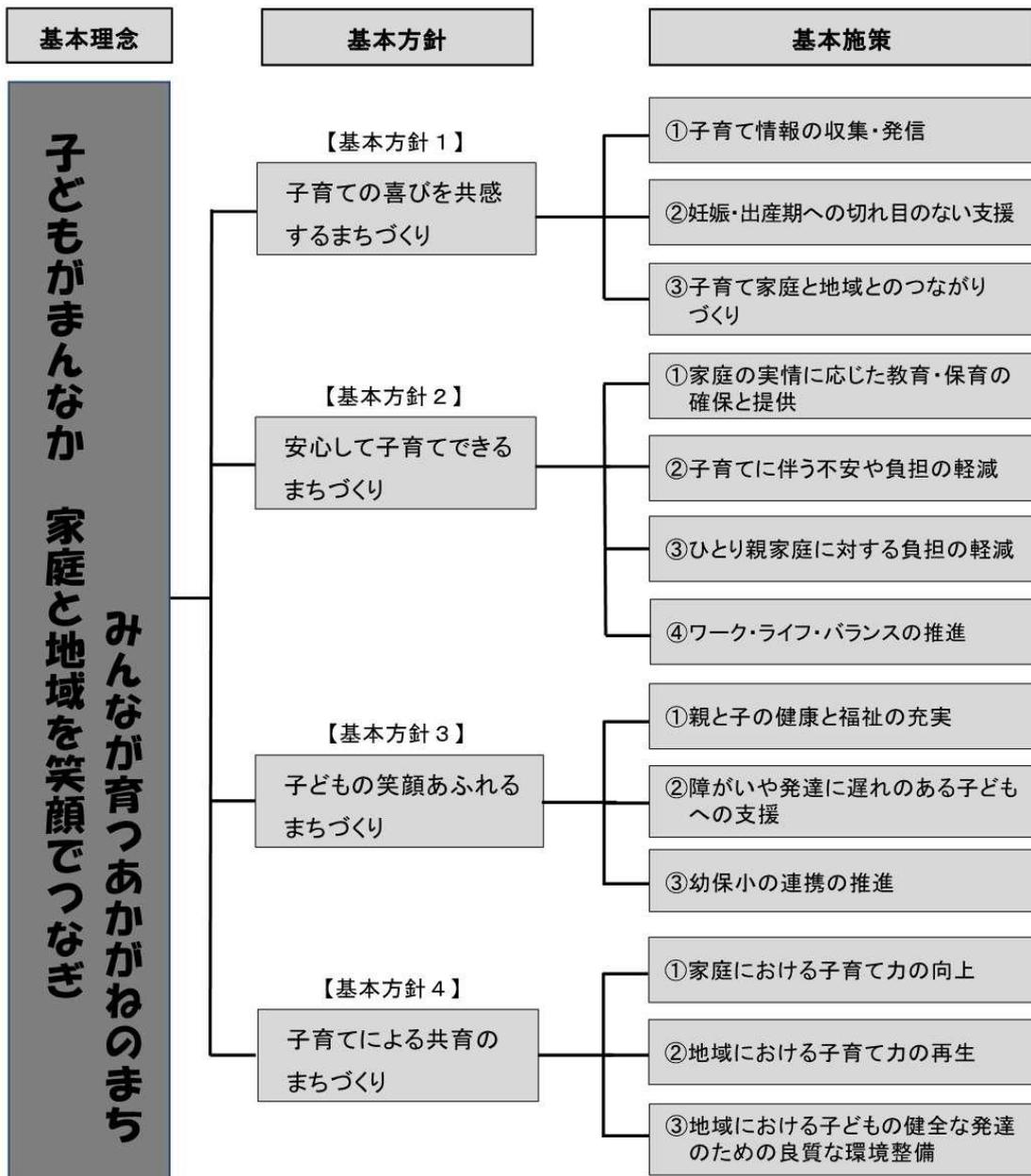
本市の最上位計画である「第五次新居浜市長期総合計画」をはじめ、「新居浜市健康増進計画（第2次元気プラン新居浜21）」「第2次新居浜市男女共同参画計画」等、関連する他の部門計画との整合にも配慮し、計画の推進に当たっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応することとします。

4 計画の期間

計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化、本市の状況等に迅速に対応していくため、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

■ 参考／現行（第1期）計画の施策体系（骨格）



【3】子ども・子育て会議について

○子ども・子育て会議とは、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって、委員の専門的知識や経験に基づき、本市の子育て支援施策の提案等をしていただく場です。

1 子ども・子育て会議について

市町村子ども・子育て支援事業計画の策定や見直しに当たっては、子育て当事者の意見を反映するため、合議制の機関「（地方版）子ども・子育て会議」を設置し、その意見を聴取することとされています（法第61条第7項）。

本市においては、子ども・子育て支援事業計画の策定等の審議を行うため、「新居浜市子ども・子育て会議条例」に基づき、「新居浜市子ども・子育て会議」を設置しています。

子ども・子育て会議では、上記のほか、次の事項に関して審議していただくことになっています（法第77条第1項）。

- 1 特定教育・保育施設（施設型給付を受ける保育所、幼稚園、認定こども園）の利用定員の設定に関する事。
- 2 特定地域型保育事業（施設給付を受ける小規模保育や事業所内保育等の事業）の利用定員の設定に関する事。
- 3 子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関する事。
- 4 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する事。

2 子ども・子育て会議における委員、事務局の役割について

子ども・子育て会議における委員、事務局の主な役割は以下のとおりです。

委員	事務局
<ul style="list-style-type: none">○ 事務局策定資料の確認、意見の提示○ 各自の立場、専門的知識、経験に基づく、本市の子育て支援施策の提案○ 「第2期新居浜市子ども・子育て支援事業計画」の最終確認、決定	<ul style="list-style-type: none">○ 会議の日程調整、協議事項の決定○ 会議資料の作成・配付○ 委員からの意見を基に、施策・計画案を修正○ 関係機関・関係部署との協議

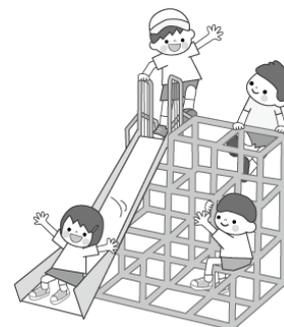
3 子ども・子育て会議の開催時期・協議事項（予定）

令和元（2019）年度における、子ども・子育て会議の開催時期と協議事項は、現段階では次のとおり予定しています。

回	開催時期	主な協議事項
第1回	9月19日（木）	○子ども・子育て支援事業計画の概要について ○ニーズ調査結果の報告について ○今後の策定スケジュールについて
第2回	12月中旬頃	○計画書の素案について ○事業量の見込みについて ○パブリックコメントの実施について
第3回	3月中旬	○パブリックコメントの結果について ○計画案の最終確認について

【4】策定スケジュール

令和元(2019)年度	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基礎データの収集・整理	■							
事業進捗状況及び課題等の整理	■	■						
ニーズ調査の実施～取りまとめ	■							
需要量の推計及び確保方策の検討・設定		■	■	■	■			
計画素案～計画書の作成			■	■	■	■	■	
概要版の作成～印刷等								■
パブリックコメント						■	■	
子ども・子育て会議(予定)		■			■			■



【5】 幼児教育無償化の制度について

○幼児教育無償化とは、子ども・子育て支援法の改正により、3～5歳児の保育所等の施設利用料を無償化にすることなどを定めた制度です。

1 幼児教育の無償化の趣旨（国の資料から抜粋・概略）

- ・「新しい経済政策パッケージ」（平成29（2017）年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30（2018）年6月15日閣議決定）を踏まえ、法制化に向けた検討が進められ、令和元（2019）年5月10日に改正子ども・子育て支援法が可決・成立し、無償化の実施が決定した。
- ・令和元（2019）年10月に予定される消費税率の引き上げによる財源を活用し、子育て世代に政策資源を投入し、誰もが安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換する。幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置による少子化対策が重要となる。
- ・現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象外である幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する等の措置を講ずる。
- ・就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めていく。

2 対象者・対象の範囲

対象者	対象の範囲
幼稚園、保育所、認定こども園等	<ul style="list-style-type: none"> ● 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化 ● 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化 ※子ども・子育て支援法に基づく地域型保育、企業主導型保育事業も無償化の対象とされている。
幼稚園の預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ● 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化 ● 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供を対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化 ● 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導・監督の充実等 ・ 市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等 についての必要な法制上の措置 ほか